

第4回中央執行委員会（持ち回り）議事録

議題1 「職場諸要求」の内容について

各議題のうち

①議題2－（6）③通勤手当について上限を超えている組合員の有無について

→横浜：令和2年8月期実施のアンケート（214名程度対象）において、49名が自己負担との回答あり
(自己負担額 5千円以下34名、1万円以下9名、2万円以下6名)

→名古屋：該当者あり（1名）

→門司：該当者あり

→その他地区本部にあっては、該当者なし

→中央書記局として、要求はもちろんのこと、該当者が多くなっている現状を訴えたいと思います。

②議題4－（5）申告官署の自由化について

→東京：本関特通の申告件数の推移について、昨年比で最大1.8倍になっている。

（別紙1参照）

→名古屋：数値は若干ながら増加しており、他税関からの移行と考えられる。

→門司：若干の下降傾向

→長崎：長崎管内より博多への申告が増加している。

→沖縄：那覇空港特通部門について、コロナの影響により、月に数千～2万件程度あった件数が、数百件程度まで減少している。

→その他地区本部にあっては、意見無し若しくは調査中。

→中央書記局として、実状の把握など含めて訴えたいと思います。

③議題4－（7）移動時間に関する超勤手当について

→函館：機構・人員に切り替えることなく、超過勤務手当の対象となるよう要求を継続願う、当関の場合、地方空港の入港便が週2～3便程度であり、さらに海外の航空会社がほとんどであることから、就航してもすぐ運休（撤退）することもある。秋田空港に至っては、年間通してチャーター機が数便の入港である。旭川空港は入港機が増加した際に、近隣官署から距離があることや、公共交通機関が不通となった場合、行政サービス上問題であることから、常駐化した経緯があるが、他の空港は官用車で移動することが可能な距離であり、そのような空港官署に常駐する人員を要求したところで、業務が無い日の方が多く、近隣官署から都度派遣するほうが官側としても、職員にとってもプラスであることから、機構があるにもかかわらず非常駐となっている箇所が存在している。

→横浜：監視取締機動部門及び仙台塩釜税関支署取締第2部門にあっては、広域取締担当であるため、機構や人員に切り替えた場合、存在意義に疑問を呈することとなる。

また、空港出張所等への署所間応援についても同様であり、調査部審理部門の張り込みや捜索の際も機構や人員に切り替えることが難しいため、引き続き助手席職員の超過勤務手当の支給を要求願います。

→名古屋：最優先は時間外の官用車の同乗者を、超過勤務手当の対象とすることなので増員ではない。超過勤務対象に安全確認が認められないのであれば、安全対策の必要性を問い合わせ、各関の安全運転規則において「時間外の運転中は、同乗者に安全確認の必要なし」と明文化させてはどうか？

なお、増員要求とした場合に、希望しない組合員が配転される事が想定されるが中央はそれを是とするのか？

→門司：現在は恒常的な応援が無いので問題はないが、今後も応援体制が組まれる可能性があるため、現在の要求が望ましい。

→長崎：引き続き要求願います。

→沖縄：移動時間に関する超過勤務手当の問題については、管轄官署の職員が対応にあった場合でも同乗者に超過勤務手当が支給されないため、応援官署の有無による問題だけとは考えていない。管轄官署の増員での対応だと、早出、遅出、週休日等のシフト制になると思うが、超過勤務手当対象の業務内容にはイレギュラーに発生する業務も含まれるため、その対応を理由として機構、人員の要求実現はよりハードルが高いと思われる。

そこで、助手席の職員に対して「安全運行要員（仮称）」などの指名をする。これにより、組織が正式に勤務をさせていることになるし、社会通念上も正当なものとなります。長年に渡り実現していない要求なので、こういった提案型で交渉してみてはどうでしょうか？なお「安全運行要員（仮称）」は辞令などでの指名ではなく、案件ごとの公用車運転にかかる「安全チェックリスト」に項目を設ける形で行うようにすれば、支給対象者の管理も容易であり、事務の手間も省けると考える。また、「安全運行要員（仮称）」でも難しいようであれば、早出職員は早く帰れるようにする（フレックス制度を拡大運用し、事案発生毎に柔軟に利用できるようにする）とした検討もどうかと考えます。※コロナ対策にもなり得ると考えます。

→その他地区本部にあっては特に意見無し

→中央書記局：沖縄地区本部からの提案も要求内容に追記することを検討します。

また、名古屋地区本部からの更問についてであるが、回答が人事院から関税局の判断となっているところもあり、近年、同乗者に対する超過勤務手当の拡充を要求しているものの、進展があまりみられない現状を踏まえ、他の方法も検討しているものである。

多くの地区本部がこのまま要求するという回答であれば、このまま要求することとなる。

なお、増員となった場合には上記のような問題も発生することから、慎重に検討する必要があるとも考えている。

④議題6－(1) 健康管理施策について

→横浜：令和3年度実行要求時に、飛沫防止のアクリル板や天井から下げるシートの一斉調査があったものの配備に至っていない。

→門司：防護服やマスク等の消耗品が、不足しないか心配。

検査場内の換気装置等の配備要求や現状の空港内の換気能力の説明をお願いする。

Eゲート利用時に旅客がマスクを着脱するため、飛沫が機器に付着する可能性がある。

対策をお願いしたい。

→その他地区本部にあっては、特に意見無し若しくは調査中

→中央書記局：一部配備希望の品なども踏まえ訴えたいと思います。

⑤議題6－(3) ハラスメント対策について

→東京：中央取り纏めにもあるように設問などに課題はあるが、実施にあたって特に問題点などの意見は上がっていない。

→名古屋：行われたものの「よくわからない」というのが実感。特に上席官が場合により次長の多面観察を

行っている事例があり、あまり接点が無く無意味と思われる。また上司との人間関係が悪い場合、判断が恣意的なものとならないか疑問がある。

→その他地区本部にあっては、特に意見無し若しくは調査中

→中央書記局：「多面観察」については導入直後という事もあり現状問題は無いと認識しますが、各地区本部にあっては、引き続き現場組合員からの声があれば隨時共有願います。

議題2 「職場諸要求」について、現在、11都道府県に発出されている“緊急事態宣言”を鑑みて、どのように開催するべきか

→函館：可能であれば例年どおり（専従者+副執行委員長程度）の実施が望ましいが、緊急事態宣言が延長されたことから、東京以外からの参加させることは慎重に検討するべきと考える。

→東京：コロナ禍による特例の対応として、中央専従者による手交と簡単な説明で良いと考える。

→横浜：中央本部と当局との調整結果に従います

→名古屋：“緊急事態宣言”が延長された時点での専従者のみでの対応が望ましいと考える。

→門司：出席者の少人数化やオンラインも検討してはどうでしょうか？

→長崎：緊急事態宣言が3月まで延長されたことから、他県から中央に集まることが非常に難しいと思われる事から、中央専従者のみでの手交が望ましいと考える。

→沖縄：“緊急事態宣言”が継続されている状況であれば専従者3名でと考える。

→その他地区本部にあっては、特に意見無し

→中央書記局：皆さんの意見を考慮し、中央専従者のみによる手交も踏まえ交渉を進めます。

議題3 各種専門委員会について

→組合費検討委員会については、3月中旬を目途にWebでの開催を予定しているとのこと。

→行（二）等専門委員会については、開催準備作業中。

→男女協働委員会については、2/13にWeb開催を予定しているが、実施等について再検討中。

→中央書記局：組合費検討委員会より、事前質問として「役員手当」の実状調査とありました。

後ほど、質問事項について取り纏めたものを送付しますので確認願います。

最後に、その他として沖縄地区本部より、昨年の移転料見直しに伴い支給対象から外れた、自家用車等の運搬費用の実費支給化をお願いしたい旨の要望がありました。本件については、大会時にも長崎税關より要望があったものであり、上部団体などの状況を踏まえ取り組むと答申させていただいておりました。

本年の春闘において、国公連合や全大蔵労連といった上部団体の要求項目にも上がってきていることから、今回の「職場諸要求」の中で、議題2－(6) 諸手当に、赴任旅費の支給基準の見直しとして追記したいと思います。